

議案第13号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第10
1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.0」を「100分の7.2」に改める。

第7条中「100分の2.5」を「100分の3.4」に改める。

第11条中「100分の2.1」を「100分の2.8」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令
和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分まで
の国民健康保険税については、なお従前の例による。